

通告 7 番、12 番議員、清水豊司君。

1 2 番 通告 7 番、12 番議員 清水豊司です。

教育に係る諸問題について質問いたします。現在の教育問題はますます複雑化の一途をたどっている。国の制度、子ども、学校、家庭、地域、社会のどれ一つとってみても複雑に絡み合っていて、一筋縄ではいかない。そのような中、第一次安倍内閣が誕生した2006年以降いろいろな教育改革がなされてきた。最初の改革は2006年の教育基本法改正である。この改正では教育の目標に我が国と郷土を愛するという愛国心条項が加わった。以降もいろいろな改革が行われてきた。それを振り返ってみると、2007年には全国の小学6年生、中学3年生を対象に全国学力調査の実施、2009年には教員免許更新制として、全教師対象に10年ごとの更新講習の義務化、2014年には歴史認識などの記述に政府見解を反映した教科書検定基準の見直し、2015年には首長権限強化、教育委員長と教育長の一本化した教育委員会制度改革、2016年には中小一貫校の制度化、学年の区切りの弾力化、いわゆる学制改革、2018年には小学校で道徳を正式に教科化、2018年には英語教育改革として小学5年生から英語を正式教科にし、外国語活動を小学5年生から小学3年に前倒しした等々改革がなされてきた。一方で、改革以外にも教育現場だけでは解決できない、「増え続ける問題行動やいじめの問題」、「子どもの貧困化」、また「教師の長時間労働」等、対策が必要な問題が山積みしております。行政、学校、地域、家庭にそれぞれの立場で課題を理解し、共有化することがこうした改革目的の達成に向け、また現状の諸問題の問題解決に向け必要不可欠であります。そこで、それぞれの立場で積極的な参画、必要な協力支援のため以下の質問をいたします。

一つ、当町も昨年、新教育長も決まり、新教育委員会制度が導入され、首長が主催して教育政策を議論する総合教育会議を実施し、3年が経過する中で、町長の見解は。

二つ、小学校は平成30年度から、中学校は平成32年度から道徳が教科化されるが、教科に当たっての課題は。

三つ、小学校の英語教育が「小学3年生から必須化」、「小学5年生から教科化」が2020年度より完全実施されます。実施に向けての課題は。

四つ、昨年12月、中央教育審議会が教員の「働き方改革の方策」の中間まと

めを公表した。その内容は改革の筋道を示したものとして、教育関係者にはおおむね好意的に受けとめられている。この改革の筋道は教員が担ってきた業務を外部の人材や地域住民、保護者で分担しなければならなくなる。そのための方策をとる必要があると思うが、教育委員会の見解は。

5番目、文部科学省は昨年10月に平成28年度の「児童生徒問題行動、不登校等・生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果の速報値を公表した。当町のこの調査結果はどうであったか。

以上、1回目の質問といたします。

議 長 答弁願います。町長。

町 長 通告7番、清水豊司議員の教育に係る諸問題についてというようなことで、5点頂戴したわけですが、まず1点目につきましては、私のほうから答弁させていただき、2点目から5点目につきましては、教育長から自席で答弁をさせますことを御理解いただきたいと、お願いしたいと思います。

戦後の教育委員会制度というのは、いわゆる政治と教育と、ある面でそのところに壁をつくるというようなことの中で、戦後教育制度が変わって長く続いてきたわけですが、その中でもある発言力の強い首長さんによるいろいろ意見が出まして、既に御存じのとおり、地方自治体における教育行政の基本法であるところの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が改正されまして、教育委員会制度が大幅に改革されたことが背景にあるわけですが。特に今回の改正の主眼の一つである「地方教育行政における首長との連携強化」を具現化したものが「総合教育会議の設置」ということになるわけですが、この会議は教育長と教育委員が構成員となり、首長の招集のもと、互いが対等の立場で地域の教育課題やあるべき姿を共有したり、首長の執行権限に属する事務と教育委員会の執行権限に属する事務との調整を図ったりする場となっております。本町でも平成27年度から年2回の割合で開催しており、公の場で教育政策について議論ができることは非常に有意義であると感じておるところでございます。私といたしましても、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になることや、共通な認識をもって教育行政にあたれることなど、この総合教育会議によって得るものは非常に大きいものと感じておるところでございます。

ところで、大井町においては、総合教育会議の設置が義務づけられる以前から、町長と教育委員会との懇談の場を定期的に設けてきた経緯がございます。これは、町が独自にその必要性を感じて、実施してきたもので、本質的には総合教育会議で協議したり、調整したりする内容と同様な話し合いが行われてきたもので、個人的にはこういう仕組みを法律が義務づけるということは若干違和感を抱くところでございますが、いずれにいたしましても、最終的な執行権限は教育委員会に留保しつつも、この総合教育会議での結果をお互いが尊重した上で、事務を執行することがよりよい教育行政の推進には不可欠なものと考えておりますので、今後適切な時期に総合教育会議を開催してまいりたいと考えておるところでございます。以上、私からの答弁とさせていただきます、後段、教育長からお願いいたします。

教 育 長 それでは、以降の御質問につきましては、私のほうから順次お答えさせていただきます。

まず、道徳の教科化に当たっての課題についてですが、大きく3点ございます。1点目は、「考え、議論する道徳」への質的展開に向けた対応です。改訂された道徳教育の目標のうち、「自己を見つめ、物事を多面的、多角的に捉え、自己の生き方についての考えを深める学習」を推進する上で、「考え、議論する道徳」へと質的転換をするとされております。例えば、今までのような読み物教材を中心とした学習の展開だけでなく、道徳的価値に関する問題解決的な学習・体験的な学習など、多様な指導方法を取り入れた授業が求められ、多面的・多角的な思考を通じて、道徳的価値理解、自分自身とのかかわりの中で深めていくことが大切になります。なお、本町では平成21年度より先行的に道徳教育を推進しており、講師には国の教科調査官であり、昭和女子大学教授でもいらした押谷由夫先生を迎え、内容の濃い研究を進めてまいりました。この間、県事業である、「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」や「いのちを大切に作る心を育む教育推進研究委託事業」も受け、委託終了後も町独自事業として研究を継続しております。押谷先生は昨年度末に退官されましたが、後任として先生の研究室で実践研究を推進してきた矢作信行先生と高木くみ子先生を講師に迎え、各学校で「考え、議論する道徳」の授業研究を進めているところでございます。

2点目は道徳の教科化に伴う評価についての対応です。評価については、平成28年7月に文部科学省から基本的な考え方が示されました。その内容は数値による評価ではなく、記述式とすること。個々の内容項目ごとではなく、大きなまとまりを踏まえた評価をすること。他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ、認め、励ます、個人内評価として行うこと。学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか。道徳的価値の理解を自分自身とのかかわりの中で深めているかといった点を重視することなどが上げられています。本町では授業研究において、道徳ノート取り組みも行っており、児童生徒の一人一人の授業での自分の考えや学びをノートにまとめています。これにより、評価の際に児童生徒の成長の資料としても活用が期待できます。先に述べた基本的な考え方をもとに、このような評価方法等を教職員一人一人がしっかりと共通理解し、対応できるよう周知徹底を図ってまいります。3点目は年間指導計画や別葉等の環境整備でございます。今まで道徳では文部科学省に配布された道徳教育用教材「私たちの道徳」を中心に進めてきましたが、教科化に伴い検定教科書を採択し、それを中心に学習を進めていくことになりました。既に小学校の道徳の教科書採択は完了しており、新しい教科書にそった年間指導計画や別葉の作成など、環境を整えているところです。

続きまして、3点目の御質問、小学校英語教育の実施に向けた課題についてでございます。こちらの課題としては大きく3点ございます。1点目は授業時数が増えることへの対応です。今回の改訂により、中学年においては外国語活動を35時間、高学年においては外国語科を70時間実施することになり、小学校では中、高学年それぞれ実質1時間授業時数が増えることとなりますので、これをどう時間割に組んでいくかが課題となっています。平成30年4月から2年間の移行期間では最低授業時数を設定し、中学年は15時間、高学年では現行に15時間を加えた50時間の指導をすることとなります。本町では既に広報等で周知しているとおり、来年度より先行して、中学年では35時間、高学年では70時間で外国語活動を実施いたします。なお、1時間授業時数が増えることに対しては、15分の短時間学習、いわゆるモジュールの導入により時間割を組みます。

2点目は教職員一人一人に求められる外国語活動の指導力です。改訂された

学習指導要領では、「学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が指導計画を作成し、授業を実施する」とされています。初めて英語に出会う中学年の児童は積極的にコミュニケーションを図りたいと思うには、興味関心のある題材や活動を扱うことが必要であり、そのためには学級担任の存在が欠かせないこととございます。小学校教員にも外国語教育の専門性が求められてきております。町といたしましては、小学校教諭を対象に外国語活動指導者研修会を開催するなど、外国語活動の指導法について研修を実施しております。また、学級担任が中心となるため、今までのようなJTEやALTが主体となって進める授業から、学級担任とJTEやALTがそれぞれチーム・ティーチングをすることで、学級担任のサポートも含め、体制整備を図っております。

3点目は高学年の外国語科の教科に向けた準備です。移行期間では現行の学習指導要領に基づき、高学年についても「外国語活動」として扱われ、「言葉による評価」となります。しかし、今回の改訂により、高学年の外国語科は数値による評価となるため、今後出される文部科学省のモデルを参考に、評価の観点や方法を検討し、学習指導要領や通知表の準備を進めていく必要があります。先月より文部科学省より各学校に新教材が届くなど、学習環境が整ってきております。町といたしましても、外国語活動、外国語科についての情報を各校と共有し、円滑な全面実施に努めてまいります。

次に、4番目の御質問の教員の働き方改革についての見解ですが、昨年4月28日に文部科学省から国の教員勤務実態調査の結果速報が公表され、教職員の長時間勤務の実態が明らかにされました。また、昨年11月に神奈川県においても独自に教員の勤務実態調査を実施し、その結果についてはここで公表されましたが、本町においては大井小学校が対象となり、やはり在校時間が長いという結果が出ました。6月22日に文部科学大臣が中央教育審議会に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、8月29日に中央教育審議会が「学校における働き方改革にかかる緊急提言」が出されました。

また、12月22日の中央教育審議会からの中間まとめを踏まえて、同月26日に文部科学省からの緊急対策も公表されました。その内容は、1点目、「業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策」においては、まず「基本的に

は学校内が担うべき業務」として、登下校に関する対応、放課後から夜間などに向ける見回り、児童生徒が補導されたときの対応などが上げられています。次に、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」として、調査等への回答、児童生徒の休み時間における対応や部活動指導員等協力を得ることが上げられております。

最後に、「教師の業務だが負担軽減が可能な業務」として授業準備や学習評価、成績処理などの補助的業務へのサポートスタッフの参画と支援が必要な児童生徒、家庭への対応についてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとの連携協力等を図ることで、効果的な対応を期待できると示されておりました。このように2点目としましては、「学校が作成する計画的・組織的運営に関する見直し」が、3点目として、「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置」、4点目としましては、「『学校における働き方改革』の実現に向けた環境整備」、5点目としましては、「進捗状況の把握等」を文部科学省として着実に進めていくとまとめられております。

この緊急対策をもとに先月2月9日付で「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定、並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等にかかわる取り組みの徹底について」の文部科学事務次官通知が各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長あてに出されました。

この通知は「各教育委員会においてはこれらの取り組みについて学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて、順次適切に取り組みを進めること。」とされておりますように、本町の学校現場の実情に合わせて取り組みが進むよう、教育委員会としての支援策を講じてまいりたいと考えております。

続いて、5番目の平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」についてです。まず、調査の趣旨は調査・分析により教育現場における生徒指導上の取り組みのより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことに、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、また不登校等児童生徒にも適切な個別支援につなげていくものとされています。この調査自体は市町村別に情報を把握することは目的としていませんが、神奈川県では独自に「児童・生徒の問題行動等に関する短期調査」を実

施しており、それに基づき回答させていただきます。まず、暴力行為についてですが、小学校では5件、中学校では4件ございました。生徒間暴力が中心でいずれも治療が伴うような案件ではなく、担任もしくは学年等の組織で対応ができています。

続いて、いじめの認知件数ですが、小学校では32件、中学校では14件ありました。この件数は平成25年度よりいじめ防止対策推進法により明確になった「いじめの定義」に基づき計上されたものです。平成25年度以前は自分より弱いものに対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものという定義でしたが、現在は当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものであれば、全て「いじめ」として認知しており、以前よりも積極的に認知するようになりました。認知件数については増加傾向にございます。なお、認知されたいじめの解消率ですが、「解消」及び「一定の解消及び継続支援中」を含めると100%となり、解消に向けて組織的な取り組みが図られております。続いて、全校児童・生徒数にしめる30日以上長期欠席者数の割合については、小学校は2%未満、中学校は3%未満となっております。長期欠席者の欠席理由はさまざまであり、一概に不登校が理由とは言えませんが、不登校を理由とした欠席者も一定数見られます。いずれにいたしましても、町の調査結果も全国で示されている調査結果と似たような傾向にあり、引き続き児童生徒指導上の充実を図ってまいります。私からの答弁は以上でございます。

- 1 2 番 それでは再質問させていただきます。まず、新教育委員会制度ですけれども、これ60年ぶりに改訂が行われたわけですが、引き金になったのは2011年の大津市の「いじめ自殺事件」が起きて、教育委員会の無責任体質への批判から出てきたわけでございます。それで、ただいまの町長の答弁、また町のホームページから27年度から年に2回の割合で総合教育会議が開催されて、この会議の事務局が総務安全課におかれて、そして30年度までの大綱ができて、順調にスタートしているというふうに理解しております。しかし、今私が登壇して国のいろいろな改革を述べました。これをずっと並べてみますと、教育に対する

国の関与、やっぱり首をかしげるところがあるわけです。そこで一つだけ町長に伺います。今回の教育委員会制度改革によって議論されてきたのは、要するに「教育と政治」の距離のいわゆる中立性の確保ですね。日本の戦後の教育というのは、憲法と教育基本法の理念に、これは車の両輪となって進めてきたわけですけども、しかし、今回の改革によって首長の権限が強くなってきた。このことから教育と政治の距離がたびたび議論されるようになった。この新しい教育委員会組織の中での中立性の確保が新たな課題になってくるわけです。この辺についても町長お答え願います。

町長 この制度ができる以前より、教育委員の皆さん方と年に2回ほど懇談の場をもちまして、議論と申しますか、私の考え方を聞いていただいたということなことです。教育施設の整備に関しまして、私のほう、権限、小中にありますので、その辺の要望等を聞いたりして、将来こういうように学校の改修工事等をしていくというようなことが、やはり教育の内容においては私が余り踏み込むべきことじゃなかろうかなと思います。また、当然教育関係者も人事に関しましても、私が踏み込むことではございませんので、この辺のところは私も留意して教育委員会のいわゆる、尊重して今までもきました。今後もそういうような考えの中で私が踏み込むべきことと、そして踏み込んでほしくないものと、きちっと明確にした中で総合教育の会議の議論を図ってまいりたいと、そんな考えです。

1 2 番 わかりました。次に、道徳のほうに入ります。道徳の教科化は全国に広がっております。いじめの問題を背景に政府の教育再生実行会議が2013年2月に提言をして、文科省は2015年3月に学習指導要領を改訂して、小学生は2018年度、来年度からですね、中学生は2019年度から特別教科道徳となります。今の答弁で教育長のほうから三つ課題がありますよということで、道徳的な質的転換に向けた対応。これはよく言われてる、読む道徳から考え、議論する道徳だというふうに言われていますけど。

それから、二つ目が今度、教科になることによって道徳を5、4、3、2、1ってつけるんじゃないくて、記述で評価していくという問題。この評価の問題です。

それから、年間指導計画や別葉等の環境整備ということでございますが、こ



の一番目の質的転換というところについて、平成28年5月27日の教育課程部会で「考える道徳への転換に向けたワーキング」の資料、教える側の問題として平成24年、東京学芸大学の調査で、道徳の授業を十分実施できていると思う教員は小学校は「3人に2人が十分実施できていない」、中学では「4人に3人が実施できていない」と非常に不安がっている先生が多い。それは、指導の効果を把握することが困難。例えば掛け算の九九をきょう教えた、あしたやらせてみたらできた。効果があったなど。漢字、きょう読み方を教えれば、あしたできてる。これをやれば効果が分かる。この道徳というのは、なかなか評価できない。そういうもので小学生の48%の先生が「そう思ってる」。中学では42%の先生が「そう思ってる」また、「効果的な指導方法がわからない」。これは小学校が33.2%、中学で38.9%。「適切な教材の入手が難しい」。これは今度、教科になりますから、教科書もちゃんと改訂されているいろいろ良くなってくると思いますが、こういう実態の中に、「読ませる道徳」から討論を重視した「考える道徳」への転換を目指していくわけです。

先ほど、教育長のほうから答弁ありました。当町では21年度から道徳の教育を先行していると。それで、押谷先生や矢作先生、高木先生を講師に招いて、考える、議論する道徳の授業研究を進めておられるという答弁がございましたが、しかし授業方法がまだ確立しているわけではなく、戸惑いも少なくないと思いますけど、その辺でいうといかがでしょうか。

教 育 長

先ほどの答弁のときも述べさせていただきましたけども、道徳教育の研究を平成21年度から押谷先生で講師でお迎えして実施してきております。押谷先生は何度もお話させていただいておりますけども、以前は教科調査官をやられており、その後もいわゆる道徳の教科化に向けた中では大きな力を発揮された方でございます。いわゆる国において、道徳教育の第一人者であるということも過言ではないと、こういうことで認識しております。そういった方から直接おいていただき、先生方に指導をしていただいておりますし、なおかつ国のそういった道徳の動きについても情報提供いただいたところがございます。そういったところの中から例えば地域教材というのを開発することも押谷先生の指導を受けて取り組んだりというようなことで、まさに教科になったからというよりも、もう既に道徳の時間の充実ということで取り組んでおったものでござ

いますし、それが教科となっても、あくまでも位置づけが変わったことであり、道徳を学習する内容について求めるものは同じでございますので、いわゆる授業の質等ということの中ではいつも追い求めなければいけない課題でございますけれども、そういった対応の中で取り組んできたということを踏まえれば、特段問題はないのではないかと理解しているところでございます。

以上でございます。

1 2 番 わかりました。特段問題ないってということで安心しましたけど。

それからもう一つ、教える側のもう一つの問題視として、児童・生徒の評価。これは先ほど評価を記述式でやるんだということでございますが、文部省が出している評価に当たっての方向性ですけど、文部科学省が児童・生徒が1年間書きとめた感想文をファイルにしたり、1回1回の授業の中で全ての児童・生徒について評価を意識して変容をみとるのは難しいため、年間35時間の授業という長い時間でみとったりする工夫が必要と、1年間を通して子どもの成長を見なさいよというようなことで評価しろと言ってるわけですが、先ほど教育長の答弁の中で、当町においては、自分一人一人の授業での自分の考えを学びをノートにまとめるという、いわゆる道徳ノートですか。そういうものを対象にして評価するから、問題はそれほどないというふうにおっしゃってございましたけども、一つそういう評価もそうですけど、先生の働き方に大きく、学級主任がやるわけですから、大きなオーバー労働になってくるんじゃないかなと思うんですが、その辺の考えどうですか。

教 育 長 道徳の教科化に当たっての評価という御指摘かと思えます。いわゆる教科化に伴い評価のあり方については示されたところでございますけども、これまでも道徳の時間として週1時間実施してきております。その中で、もとより学習指導要領ではもともと指導と評価の一体化と、一体的なものとして考えてきておりまして、それは道徳の時間でも同じでございました。しかし、これまでは教科ではないこともあり、例えば数値での評価もしなかったということから一切評価しないという、そういった違ったイメージを持たれることもあろうかなと思ってます。現在、通知表には道徳の評価欄はございませんけども、いわゆる学習全般にわたった中でそういったものは明記しているところでもございます。しかしながら、答弁でも述べさせていただきましたけども、道徳化に対し

た中で、評価のあり方ということについては確認していかなければいけないだろうということで述べさせていただいたところでございます。

それから、そういう事務的な量が増えることによって、時間的ないわゆる勤務時間的なものについても御心配もいただいたところでございますけども、当然、道徳が教科化されることで通知表でも評価が新たに加わるのではないのかなと思うところでございますけども、いわゆる文科省の示した基本的な考え方のもとで実施されるものと理解しております。特に通知表等の作成においては、おかげさまで公務支援システムを導入していただきまして、そういったところの中では以前に比べれば時間的削減も図られているものですので、そういったところの中で認識しているところでございます。

以上でございます。

1 2 番 わかりました。教える側の先生のことはよくわかりました。

今度、教えられる側の生徒の問題なんですけど、これも文科省が道徳実施状況調査ですか。道徳が「楽しい」あるいは「ためになる」という生徒が、小学校1・2年生のときは90%ぐらいあるんです。それが中学2年生ぐらいになりますと、半分以下の47%ぐらいに落ちるわけです。この辺のことはどのように、分析していただけますか。

教 育 長 中学生ということでよろしいですね。

1 2 番 そういうことですね。

教 育 長 中学生では、いわゆる考え、議論する道徳ということで学校も話し合い活動を大事にした中での授業実践を今、取り組んでおります。そういったところの中では、授業後の生徒の感想の中では、「友達といろいろと意見を交わらせて楽しい」とか、「友達の発言を聞いてそういう考え方もあるんだというようなことを知った」、そういうことも聞いております。そういったところの中では、話し合いをしたことで肯定的な感想が多くみられており、道徳の学習をすることの意味だとか、学ぶと楽しさというものも実感していることかなと思っております。

また、全国の学力・学習状況調査の生徒質問紙の中で「2年生のとき受けた道徳の時間では自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいたと思いますか」という、そういう設問がございます。その

中では当町では、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」とそういった回答した生徒が72%いたということです。これは県平均よりも高かったということの中で学習することの意味だとか、それから楽しさというものを感じているのかなと理解しているところでございます。

以上です。

1 2 番 当町では70%ぐらいが「楽しいよ」と言ってるということで理解しました。次に、英語に移ります。

これは2020年度から全面実施となる次期学習指導要領でグローバル化、情報化の社会変化の対応と、中学英語へのスムーズな移行を促すものとして、小学校の現行の5・6年生から3・4年生に早め、5・6年生は英語を正式教科にするということで、小学3・4年生は外国語が聞くと話す为中心、小学校5・6年生は読む、書くがそれに追加されるということであります。3年生以上は、現行より週1コマずつ増えるわけでございます。これにつきましても、今、教育長のほうから道徳と同じように三つ課題があると。

一つは、時間が増える。先般の教育長の答弁の、同僚の質問に対して、今の学校の状態が、小学校では土曜日が半どんになる。前の状況ぐらいに増えているというように話しましたが、そういう中での時間が増える問題。それから、教職員の指導力。それから、またやっぱりこれも評価の問題。この三つがあるとおっしゃっておられました。

それで、今の答弁でちょっと確認したいんだけど、大井町では英語について新指導要領の全面実施、2020年度より早めて来年度から実施ということのようですね。それから、早めた理由は何ですか。それからまた、5・6年生は外国語活動じゃなくて教科として理解してよろしいか。そして次に、教科書等間に合うのかどうか。その辺、お伺いします。

教 育 長 先ほどの答弁でも述べさせていただきましたけども、来年度から新学習指導要領の移行期間、2年間、始まります。そういったところの中で、3・4年生いわゆる中学年、それから高学年とも15時間増やして最低扱うということになっております。ですから実際、中学年では15時間、高学年では今まで35時間やっていますから50時間ということになるわけですが、大井町の場合は来年度よりいわゆる先行実施、完全実施ということで考えております。

その背景はということでございますけども、実は全国的な動きというものを今まで見てきました。実は、移行期間中の授業実数の見込み調査結果というのを見ますと、いわゆる3・4年生では35%以上実施するっていうのが29%の小学校でした。また、5・6年生では70時間以上の実施が25%、70時間以上というのは最低限が70時間でございますから、70時間を越えても構わないということの中での結果でございます。

しかしながら、神奈川県の場合は、政令市を除き、また調査時期がちょっと不確定なところなんですけども、3・4年生については12.2%、5・6年生については17%がそれぞれ実施するというような状況だそうです。なおかつ、30年度、来年度については、3・4年生が2.4%、5・6年生が3.0%ということの中で、政令市を除く30市町村のうち全小学校で全面実施するのは大井町だけということになっております。

その理由でございますけども、まず先ほどのお話のように全国的な動きの中で、移行期間の対応状況を把握してきたということ。また、大井町の実態ということの中では、これまでもALTのほかにJTE、井上正先生を派遣する中で外国語活動を実施しておる。しかも、低学年から高学年まで対応しておるといった状況であること。また、文部科学省から出されている現在の「Hi friends!」を活用した中での授業実践が行われていること。さらには、外国語活動だとか外国語の先行実施に向けて町での研修授業を計画的に実施してきております。

指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に学習指導要領に取り組んでいきたいというような考えもございました。また、学校現場においては、どう時間割に位置づけるか、それを実践的な取り組みを進めていきたいということ。また実際、この教科書についてなんですけども、50時間であろうと70時間であろうと学習内容は変わりません。いわゆる時間をかけて実施するスモールステップだとか、繰り返しといった学習を実施するなど、確かに教員にとっては授業回数は多くなりますけども、教材研究する内容自体はさほど変わらないものと理解しております。何よりも児童にとっては学習の定着ということだとか、また苦手な子や嫌いな子にとっては、時間数が多いことにある面、憂鬱感はあるかもしれませんが、ゆっくり何回もという

ことでは抵抗感は少なくなるのではないのかなという理由でございます。いずれにいたしましても、そのようなところの中、先行実施をしていきたいと考えております。

なお、教科書につきましては、既にいわゆる指導にかかわるものだとか、年間指導計画だとか、それからまたCD-ROM等で既に学校のほうに予定どおり配送されていくというような状況でございます。

以上です。

1 2 番 わかりました。英語の前倒し、あるいは教科化されることによって1コマ増えるわけですが、それは短時間学習いわゆるモジュール化によって時間を組むという等々の説明ございましたけど、この15分の短時間学習っていうのはどこへ入れるのか、朝、昼、晩のどこに入れる。それから今、もう一つ、この短時間学習っていうのは朝、計算ドリルだとか書きとりだとか読書だとか、そういうものに使われていますけど、その辺との兼ね合いはどうなる。

もう一つ、これはいろいろ賛否両論あるけど、私はいいほうに行くんじゃないかと見てるんですけども、この英語教育、短時間、15分ずつ週に3日間やる、それで45分つくり出す。これは45分べったりやるよりも、15分ずつ1日置きにやったほうが効果が上がるんじゃないかというふうに見ているけど、その辺含めて御答弁願います。

教 育 長 いわゆる外国語活動だとか外国語科を実施するに当たっての時間設定ということになるわけですが、実は文科省のほうからでは、現状において年間の総授業日数が標準授業実数を越えて実施されているというようなことだとか、それから、また日本の学校の現状を分析した中で増加した年間標準授業実数をどのように確保するかについて、教育委員会や各学校との裁量により、またそれぞれの学校や児童の実態を踏まえてということの中で何点か示されております。

その一つが例えば週当たりの授業実数の増加ということでございます。いわゆる1コマ増やすということでございます。また、教科指導の一環としての朝の10分間等に行われている読書活動やドリル等の活用、それから1単位時間を変更したモジュール学習の活用だとか、長期休業の短縮など考えられるということを示されております。

実は御案内のとおり大井町では、現学習指導要領が実施された際、平成23年度より夏休みの短縮化とか土曜スクールの実施に取り組んでまいりました。これは実際のところ、授業実数は確保できているんですけども、より余裕を持った教育活動につなぐと、そういったさらには充実した学校経営を推進するといったことの中で行ってきておるのでございます。そういったものをさらにメスを入れていくのかというのも一つでございますけども、このモジュールということで当面は取り組むことといたしました。これは、近隣の町で既に先行事例がある。それを既に経験してきた先生方も、当町に異動で来られているということもございます。そういったところの中で、基本的にはモジュールに取り組んでいくということでございます。

それを朝だとか昼だとかというお話ございましたけども、そこまでは実は学校とは確認はしておりませんが、今までの話し合いの中で多分、朝の時間を、学校によって違うかもしれませんが例えば週3日15分間、教科等の時間と位置づければ週3コマで45分、1コマを実施したことになるということです。今までもそういった時間を使って、今議員御指摘のとおり、読書活動だとか、それからドリル学習等をしてきたわけでございますけども、そういったことも含め、それを授業実数に入れるかどうか。あくまでも操作上の問題でございますので、まずそういったところの中で確認していただければと思っております。なおかつ、この15分というのをただ1コマずつやっていくのではなくて、次の1時間目の45分と例えばセットで60分間の授業を実施するなど、そういういわゆる柔軟な対応で考えております。さらには、それが外国語科という英語だけではなくて、いろいろな教科に対応するということの中で考えてるといったところでございます。あと、その15分が先ほどの読書活動等でどうなるんだというお話もございましたけども、それは授業実数ということの中でカウントしているということで御理解いただけるかなと思います。

以上でございます。

1 2 番 時間もございませんので、次に移らせていただきます。

教員の働き方改革ですけど、これを文部省が12月に公表した教員の働き方改革の方策で、緊急対策として整理された教員の業務で、学校以外が担うべき4項目。先ほどいろいろありましたけど、それから軽減すべき業務10項目。掲げ

ているが、文科省もできることはすぐに実行せよということでございますので、できるものから実施していったらどうかと思いますけども、教育サイドから見たらどういふものが可能だと思いますか。

教 育 長 実際のところ、2月9日に国のほうからいわゆる通知が出ております。そういったところの中では、中教審等のまとめを受けて示されております。その中には、登下校に関する対応だとか、それから放課後から夜間などにおける見回り、児童・生徒が補導されたときの対応といった4項目が出てるわけでございますけども、実際こういうのを見たときも例えば登下校に関する対応では、既に大井町の場合は地域の方々、ボランティアの方々の御理解と御協力のもとさまざまな活動をしていただいておりますということは十分認識しております。そういったところの中では、一つの視点としては、議員御指摘のところに類するのかなと思うところがございますけども、いずれにいたしましても、この通知を受けて来年度、学校運営会議いうものを教頭それから教務と一緒に開き、その対応等について考え、また取り組みどころについては時期を見てすぐに対応していくことで考えていきたいと思っております。

それから、その中では、いわゆる学校閉庁日の設定というものもございまして。そのところも以前より閉庁日を設定していきたいということで教育委員会のほうでは協議してまいりまして、いわゆる学校業務の閑散期である8月中に、夏のエネルギーだとか省エネ等を推進するという目的でいたところですけども、今回のその通知によって勤務時間を意識した働き方を推進するための方策の一つということで示されております。そういったことも含めた中で、取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

1 2 番 時間が押してますんで最後の問題に行く前に一つ働き方改革で、一番は私は効果があるのは部活動だと思っております。それで、中学校の部活動は、スポーツ庁が1日2時間から3時間、それから週に2日以上休養するということが一番いい効果がある部活動だと言っている。これはなかなか定着しないようなんですけど、その辺について大井町、湘光中学校しかないんですけど、その辺についてどうか。

それから、やはり部活動の先生の仕事を楽にしてやるためには、外部の指



導者をお願いするという、この2点。この辺どうですか。

教 育 長 部活動に関する内容で2点いただいたかと思えます。

まず、御案内のとおり、スポーツ庁からのガイドラインが、今年度末をもって出るというようなことは以前から言われております。しかしながら、既に報道等で公になっております中では、週2日の休養日を設けるというようなことでのなるのかなと思っております。実は湘光中学校においては、月1日の部活動の休養日を実施しております。その時間を使って生徒とふれあうということを目的に実施しておるわけですが、それができなければ早く帰るというようなことで対応しているそうです。そういったところの中であるわけですが、県内の市においても週1日の設定をしたりとかいうことも出ていることを聞いておりますけれども、いずれにいたしましても、このような動きの中で本町では中学校1校しかございませんので、個人的には学校現場の意向を踏まえた中で対応できたらと思っております。

それから、外部指導者については、現在四つの部活動で御協力をいただいているところでございます。確かに長時間勤務の一因になっておりますけれども、しかしながら、状況によっては教員が携わることのよさもあるわけで、その辺をどうしていくかということが実際の問題かなと思っております。

以上でございます。

1 2 番 最後の問題、不登校、それから問題行動の問題、一つだけ聞かせてください。先ほどいじめで小学校32件、中学校14件ですか、そういうお話だったんですけど、この内容、いじめの内容。特にインターネット上の問題、わかれば教えていただきたい。

教 育 長 そこまでちょっと私、資料持ってないんで大変申しわけないんですけども、いずれにいたしましても生徒間暴力が中心で、それからいずれも治療を伴うような案件ではないというようなことの中で、いわゆる例えば冷やかしかからかい、また家のことを言われるといった比較的軽微な事案が多いかと思っております。そういったところの中では、担任がそれぞれの子どもから聴取して、例えば事実確認をしたりとか、それからまた周りのところを確認したりということで、そういう際に学年等の組織の中で対応していくようにといった状況でございます。

以上です。

議

長 以上で、12番議員、清水豊司君の一般質問を終わります。